

【厚生労働大臣が定める掲示事項】

当院では医療安全対策に関する取組みとして以下の項目を実施しています。

- ・医療安全管理室を設置し、医療安全管理者が院内を巡視し問題箇所の抽出にあたっています。
- ・各部門に医療安全管理担当者を配置し、問題箇所の提起及び医療安全管理検討会を行っています。
- ・医療安全管理委員会を月1回開催し、医療事故予防のための方策を立てています。
- ・医薬品安全管理責任者と医療機器安全管理責任者を配置し、医薬品における安全管理と医療機器における安全管理を実施しています。

医療相談のご案内

- ・当院では診療にあたり、十分に説明しご納得いただいたうえで治療を進めるよう努めておりますが、何かご意見・ご要望等ございましたら1階事務室までお申し出ください。医療相談の際には、相談される方が診療上の不利益を蒙ることのないよう配慮しながら、医療安全管理者等が問題解決に向けた支援を致します。

【窓口対応時間】

月曜日～金曜日

9：00～17：00

【祝日・病院規定休除く】